

議案第 8 3 号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことにより、自治会長及び介護認定調査員の職の位置づけを変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表自治会長の項及び介護認定調査員の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。